

国際連合と沖縄の関係―「人権」「先住民族」「自己決定権」の視点から

仲 地 清*

United Nations-Okinawa Relations: From viewpoints of Human Rights, Indigenous People and Self-Determination

NAKACHI Kiyoshi

要 旨

第二次大戦後、設立された国際連合の役割は平和維持、人権保障、民族自決権確立などで、それらは国連憲章、世界人権宣言の中に規定されている。戦後続いた米軍統治下の沖縄では人権、自治権は限られていた。沖縄の人々にとって国連憲章と国連決議が、人権、自治権拡大運動のより処であった。論文は戦後から現在まで、沖縄の人々はどのように国連を活用してきたかを、歴史的に概観し、特に、「植民地付与宣言」に基いた「2・1 立法院決議」、さらに最近の「人権」「自己決定権」の視点から「先住民族琉球民族」の実態を国連委員会に報告する運動を分析して、沖縄と国連の関係の特質を明らかにする。

キーワード：国際連合、人権、先住民族、自己決定権、2・1 立法院決議

Abstract

The task of the United Nations is to keep peace, protect human rights and expand autonomy. The Charter of the United Nations and the Universal Declaration of Human Rights are broadly recognized standards to achieve these goals.

Okinawa was under the US military government from 1945 to 1972. Even after the 1972 reversion of Okinawa, it was the location of a large presence of US military and Japanese Defense Forces. In such a social and political environment, human rights and autonomy were limited by the US and Japanese governments.

The purpose of the paper is to examine how Okinawans have applied the goals and functions of the United Nations to promote social and political movement from 1945 to today. Furthermore, the paper attempts, using the case of Okinawa, to redefine the role of the UN today, especially in light of the current perception of its decreased role and influence.

Keywords : United Nations, Human Rights, Indigenous People, Self-Determination, 2・1 Resolution of Okinawa Assembly

* 沖縄大学地域研究所客員研究員

はじめに

1945年に設立された国際連合の理念は「国際平和の確立、人権と自決権の基づく相互協力、基本的人権の普及拡大」等で、国連憲章の中に明言されている。1957年から国連事務局に就職し、1979年には国連事務次長など要職を務めた明石康は、自著「国際連合 奇跡と展望」^(注1)で、「国連は世界の鏡、窓であり、世界の良識がどの方向に向かっているか、また各国が従うべき行動基準がどこにあるかを知らせてくれる」とその役割を述べている。具体的には歴史の中で積み重ねてきた「国連憲章」(1945年)「世界人権宣言」(1948年)「植民地独立付与宣言」(1960年)「国際開発戦略」(1970年)「友好関係宣言」(1970年)「ミレニアム宣言」(2000年)などが、「世界の世論、規範、方向」である。これらの憲章、宣言、決議文は国連創立以来、加盟国が国連総会、理事会などで審議、国家間交渉等を経て、築き上げた国際的な財産であり、国際問題を解決する際の基準となっている。

また、事実、二度と世界戦争を起こさない目的で創立された国連は今日まで多種多様な問題に対峙して、解決してきた。いわゆる、明石はこれらの役割を国連有用論と呼んでいる。一方、特に冷戦時代において国連は、社会主義と資本主義圏に分かれ、2ブロックの筆頭であった米ソの強い影響力に左右されて、国連加盟国の期待が十分に果たせなかった事例もあり国連の働きは評価されなかった。すなわち無用論であった^(注2)。

太平洋戦争で日本が敗戦し、1945年から1972年の復帰まで米軍政府は沖縄を統治した。その間、沖縄県民は祖国への施政権返還、基本的人権の確立、自治権の拡大運動を展開してきた。その運動の展開の際、国際連合憲章、世界人権宣言、植民地独立付与宣言、国連総会の決議等は沖縄県民が運動を展開する際によりどころになった場合もあった。沖縄県民にとって、国連は明石がいうように、沖縄県民の政治、社会運動の基準であった。

論文は1945年から現在まで、沖縄県民が国連を活用した歴史上の事例を分析し、沖縄県民の国連に対する期待度を明らかにする。

1. 米の国連信託統治領案とサンフランシスコ講和条約第三条の制定

(1) 沖縄に対する国連信託統治領案と日本への返還論の対立

沖縄戦は1945年6月23日、沖縄の守備防衛にあっていた日本帝国陸軍第32軍司令官、牛島満中将の自害によって、日本軍と米軍の組織戦は終結した。3月末に那覇市の西側沖合の慶良間諸島に上陸した米軍は、1945年4月1日、読谷に軍政府を設立して沖縄占領統治を開始した。日本本土では広島と長崎の原爆投下を経て、8月14日、天皇陛下が「ポツダム宣言」の無条件受託を宣言し、終戦となった。その後、ダグラス・マッカーサー極東軍司令官の占領政策が始まった。

終戦を迎えない前から、米国ではすでに対日戦争の結果、得る予定の日本の旧委任統治領の南洋群島、南西諸島などに関する所有、統治のあり方の検討がなされていた。アメリカの沖縄統治の歴史と政策を研究してきた我部論文によれば、旧委任統治領は米国が主権を持つ

ことで米政府内ではまとまっていたが、南西諸島については国防省統合参謀本部が信託統治領戦略区に指定して統治、国務省は日本への返還を検討し、方針は分かれていた。信託統治領戦略区とは「信託統治理事会の承認を得て、特定の地域を戦略区に指定して、そこに宗主国は軍隊を駐留させることができる」の内容で、1947年4月2日の国連安全保障理事会で、決定されていた^(注3)。米国の統合参謀本部はその決議条項を使って、南西諸島、小笠原諸島を米国の単独の施政権者とする国連信託統治領の戦略区として国連へ提案する方針を決めていた。

一方、国務省は琉球諸島に関しては「ポツダム宣言第8項『カイロ宣言』の中の『我等の決定する諸小島』に該当し、いずれ日本へ返還されるべき」との見解をとった。また、それを支える根拠として、我部論文は沖縄と日本の文化的、歴史的な関係、沖縄統治に要する財政的負担、そして政治的、外交的困難さをあげ、米国務省は「沖縄は日本領土で、返還すべき」と捉えていた^(注4)。この沖縄に対する国防省と国務省の対立、別の表現を使えば在沖琉球民政府と在日米大使館の沖縄統治に対するスタンスは沖縄が日本へ復帰した1972年まで続いた。

その頃、沖縄県内の有識者は沖縄の行く末に関心を寄せていた。それは、特に、政党結成時の政党綱領の中に表れた。1947年6月に結成された「沖縄民主同盟」は反共主義者の仲宗根源和が中心になって結成し、独立国「琉球共和国」の設立を提唱した。瀬長亀次郎、兼次佐一ら左翼的指導者が1947年7月に設立した沖縄人民党は「全勤労者を代表する民主政治」を定めていたが、沖縄の将来の帰属については、まだ触れてなかった。沖縄人民党は復帰後、日本共産党に合流した。

一方、1949年9月、沖縄県美里村で大宜味朝徳の下に沖縄社会党が、1949年10月、那覇市首里で兼島信榮の下に琉球社会党が誕生した。その二つの政党は1週間後、合同して「社会党」となった。その基本政策は「米国信託統治領案の支持、米琉関係の改善、防共強化策、民主政治の推進、琉球産業の機械化、外資導入関歓迎」などが含まれていた^(注5)。

1950年の琉球政府の知事選挙と議員選挙が実施され、立候補者の支持別に、政党の再編が行われた。平良辰雄候補を推すグループは沖縄社大党、松岡政保候補を推すグループは共和党を結成した。それぞれの政党は沖縄人民党が自主政府、沖縄社会大衆党は沖縄県自治州、沖縄民主同盟はアメリカの一州、共和党は独立国を政策に掲げた。沖縄民主同盟と社会党は共和党候補の松岡を支持した。

ところで、サンフランシスコ条約締結以前に、社会党の大宜味がなぜ、いち早く「アメリカを施政権とする国連信託統治案」を提示したのかに関しては、さらなる研究が必要である。大宜味は「国連設立の理念、国連信託統治政策の役割」について知識を持っていたかという研究課題が残る。その大宜味は、1897年（明治30年）5月18日、沖縄県美里村泡瀬に生まれ、県立農林学校を卒業した後、近衛隊に入隊し、除隊後、新聞記者を経て南洋群島へ移住した。南洋から帰郷し、1947年9月10日には、大宜味は沖縄社会党を創立した。アメリカを施政権

者とする国連信託統治領案を提案し、その後、独立するという構想だった。それから10年後の1958年、「琉球国民党」に名前を変えて、他の政党が日本への復帰を掲げる中で、アメリカのドル経済圏の中で米琉が協力して、その後、琉球は独立することを公約に掲げた。しかしながら、1977年、大宜味の死とともに政党の活動は終わった^(注6)。

サンフランシスコ講和条約第三条によって、沖縄は米国が「国連の信託統治領戦略区にすることを提案するまで、米国が単独で統治する」と規定された。これは沖縄と国連の関係のスタートであった。

サンフランシスコ講和条約第三条で示された「沖縄の国連信託統治領案」を米国は、沖縄が日本へ戻った1972年まで提案せず、未達成だった。1951年9月、アメリカのサンフランシスコに日本と連合国52国が集まって、サンフランシスコ講和会議が開かれた。サンフランシスコ平和条約締結は日本にとって次のような意味がある。一つは、極東軍による日本に対する占領政策が終わって、日本が独立したこと、二つは米国は沖縄を国連の信託統治領案を提案するまで、単独で統治することと潜在主権は日本にあることを認めたことにある。よって、講和条約終了後は、いつか沖縄は潜在主権を持つ日本へ返還されるべきという方向性が示された。その後、沖縄の各政党、沖縄の人々は沖縄の将来像に対する関心は低くなり、日本へ復帰する運動に変わっていった。

(2) 未提案だった沖縄に対する信託統治領案

1972年、米国は沖縄に対する施政権を日本へ返還した。結局、米国は沖縄を平和条約第三条の規定どおり、沖縄を国連の信託統治領案を提案しなかった。講和条約は、同日結ばれた日米安全保障条約と一対となっていた。沖縄側から、第三条を履行せよと要求する県民、政党の声もなかった。むしろ、第三条を撤廃し、早く日本へ復帰することを多くの県民は望んだ。すなわち、講和条約締結後、沖縄側は国連の信託統治領下に置かれることを望まず、日本への復帰を望んだ。また、明らかなことであるが、米国は沖縄を戦略上の目的で沖縄に駐留する目的であったので、沖縄占領開始から日本へ復帰した1972年まで、米国は国連へ提案する意図は全くなかったと、言える。国務省と国防省の意見は、結局、米国が国連へ提案するまで、沖縄を統治する形でまとまった。

2. 琉球立法院の国連活用

(1) 国連植民地付与宣言と 2・1 施政権返還要請決議

1962年2月1日の琉球立法院の「施政権返還決議案」は、1960年12月の第15回国連総会において、「あらゆる形の植民地主義をすみやかに、かつ無条件に終止させることの必要を厳かに宣言する」旨の「植民地諸国、諸人民に対する独立許容に関する宣言」を根拠とした内容であった。米国民政府下で唯一の立法機関であった琉球立法院は、1962年2月1日、第19回議會を開き「施政権返還要請に関する決議案」を与野党全会一致で採択した。決議案は翁長助静（沖縄自民党）、長浜清栄（沖縄社会大衆党）、古堅実吉（沖縄人民党）、知念朝功（無

所属)の保守、革新、無所属の4議員が起草委員会を設置して、決議案を調整した。2月1日の第9回立法院議会の冒頭、翁長議員が提案し、決議案は審議することなしに、立法院議員の全会一致で決まった。

その主なる内容の部分は「アメリカ合州国による沖縄統治は、領土の不拡大及び民族自決の方向に反し、国連憲章の信託統治の条件に該当せず、国連加盟国たる日本の主権平等を無視し、統治の実態もまた国連憲章の統治に関する原則に反するものである。われわれは、いかなる理由があるにせよ力によって民族が分離され他国の支配下に置かれることが、近代世界において許されるべきものでないことを強調する。1960年12月の第15回国連総会において『あらゆる形の植民地主義をすみやかに、かつ無条件に終止させることの必要を厳かに宣言する』旨の『植民地諸国、諸人民に対する独立許容に関する宣言』が採択された今日、日本領土内で住民の意思に反して不当な支配がなされていることに對し、国連加盟国が注意を喚起されることを要望し、沖縄に対する日本の主権がすみやかに回復されるよう尽力されんことを強く要望する」であった^(註7)。

この決議文は、国連加盟国に送られた。沖縄が直接、世界の世論に訴えたことは、日本の政界に大きな影響を与えた。当時の野党・日本社会党は「国連憲章違反」「植民地状態」の視点をいれた「沖縄復帰決議」を国会で成立させることを要望していたが、与党の自民党は「米軍による沖縄支配は、国連憲章違反でもなく、植民地独立付与宣言を主導したAA(アジア・アフリカ)グループ、インドネシア等の発議においても、沖縄が植民地に含まれていなかった」などを根拠に、植民地ではないと取り上げなかった^(註8)。

(2) 「沖縄の日本復帰に関する要請決議」をサンフランシスコ講和条約加盟国へ送付

1964年4月27日の立法院は「沖縄の日本復帰に関する要請決議」を採択した。その内容の重要な個所は「沖縄の統治は沖縄住民の総意に基づかなければならない。ところが祖国復帰という沖縄住民を含めた日本国民の総意が無視されて、沖縄は、平和条約第三条によって祖国日本から分断され米国の統治が続けられている。このことは近代民主政治の基本原則に反するものであるが更に、日本が国連加盟国に一員となった今日、なお、その領土の一部である沖縄に対して更に統治が継続されることは、主権尊重、民族自決の国連憲章の精神にもとるものであるといわなければならない。よって、本院は、貴国が国連加盟国の一員及び条約締結国として、本院の意思を尊重し沖縄を日本国の主権下に服せしめる措置を速やかに講じてもらうよう強く要請する」であった^(註9)。この決議文の主旨は、アメリカの沖縄統治が国連加盟国の日本領土の一部、沖縄を統治しているので、国連憲章違反であるとした点であった。同決議文は、与野党一致の超党派でまとめ、「サンフランシスコ条約調印国は改めて国連憲章、世界人権宣言などに照らして沖縄の帰属問題を処理する義務がある」と、提案理由を中村晁兆議員(沖縄自民党)は説明した^(註10)。そして、同決議文はサンフランシスコ条約締結国であり、国連加盟国の49か国に送られた。立法院が国連加盟国に沖縄の実情を訴えて、再審を促した事例である。

3. 国連人権規約、「先住民族の権利に関する国連決議」の運用と人権委員会での訴え

(1) 下地玄栄の国連人権委員会会議の参加と国連誘致運動

沖縄大学の下地玄栄教授（経済学）は1996年3月18日から4月26日までスイスのジュネーブで開かれた第52回国連人権委員会にインドのNGO団体INS（国際非同盟研究所）の招きで、ネパールやバングラデッシュの代表と一緒に、国連人権委員会に参加した。「民族の自決」分科会で、「米軍基地が密集しているので、多くの人権侵害が起こり経済の発展が阻害されている」と、沖縄の実態を報告した^(注11)。

下地の国連人権委員会参加は、その後、国連活動に理解を示した仲間と一緒に、国連研究会の設立に結びついていった。具体的には「沖縄に国連アジア本部」を誘致する運動の展開であった。その構想は、公明党沖縄県本部が関心を示し、選挙公約の一つに採択した時もあった。

沖縄国連研究会は1999年12月20日、稲嶺恵一沖縄県知事に「国連アジア本部の沖縄誘致に関する要望書」を提出し、2000年3月24日の沖縄県議会企画総務委員会と本会議で、この要望書は採択されて、調査費もつき目出しができたが、その後の活動は休眠状態になっている。

沖縄国連研究会は「ニューヨークに国連本部、ジュネーブに欧州本部があるので、アジアにアジア本部が必要で沖縄が適地である。アジア本部を沖縄に誘致して沖縄を平和の発信地にする」が国連アジア本部構想の意図であった^(注12)。

(2) 松島泰勝の活動と琉球民族独立総合研究学会

沖縄の歴史には独立志向の底流が以前からあった。それを、実際の国連活動、学会活動まで高めたのは龍谷大学経済学科の松島泰勝教授と沖縄国際大学経済学科の友知政樹教授らのリーダーシップによる。共同代表の一人、松島は沖縄県八重山の石垣市で生まれ育った。早稲田大学大学院で経済学を学び、グアム、パラオの日本領事館で専門調査員を勤めた。島での体験は島嶼経済学の関心をうみ、島の政治、経済、文化的な自立へ向けた理論と実践に取り組んでいる。

松島は、自分は「琉球民族である」という立場で研究活動に専念している。彼の国連との繋がりには、「NGO市民外交センター」の代表・上村英明のアドバイスを、国連の人権委員会で沖縄のことを訴えた時である。「市民外交センター（SCG）」は1982、恵泉女学園大学教授で人権と先住民族の権利を研究している上村英明教授が設立し、1999年、国連経済社会理事会から特別協議団体の資格の認証を受けたNGOである。

松島は「沖縄は、戦前は日本政府、戦後は日本政府と米政府の統治、または政策下にある。沖縄の植民地状態は過去にも現在にもある」と、捉える。松島はまた「国連人権規約」「先住民族権利宣言」などの国際法を根拠に「琉球民族は自己決定権の行使が今もなされていない」とする。具体的には、明治政府による琉球処分、日本政府は米国が沖縄の施政権を日本へ返還をする際、沖縄県民に将来の政体を決定する「自己決定権」の行使の機会を与えなかったことを指摘している。

松島は1996年の「国連人権委員会先住民作業部会」に参加した。その参加の理由は「日本の法律では認められない琉球人の基本的人権を国際人権法のもとづいて議論できる場所が国連の先住民作業部会であり、作業部会における運動を通じて安保条約、地位協定に対抗できる」が理由であった^(注13)。そして、「琉球人は日本国民である前に、国際法上に規定された『人民（民族）』である。国連憲章は、日本の憲法や法制度が琉球に適用される1972年より先に成立したものであり、人民の自己決定権にみられるように、国際法で琉球人の諸権利は保障されている」に、理論の根拠を求めた^(注14)。

松島は沖縄を植民地状態と捉え、これからの脱植民地主義運動へ向けた根拠となる国際法、国連決議として次のように例示している。① 国の権利及び義務に関する条約（モンテビデオ条約）（1934年効力発生）② 「国際連合憲章」（1945年採択）③ 「植民地諸国、諸人民に対する独立付与宣言（植民地独立付与宣言）」（1960年採択）④ 「国際連合憲章に従った友好関係と協力に関する国際法の諸原則についての宣言（友好関係宣言）」（1970年採択）⑤ 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）、市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）」（1966年採択）⑥ 「先住人民の権利に関する国際連合宣言」（2007年採択）などである。しかしながら、日本政府は、アイヌ民族は先住民族として認めているが、琉球民族を日本民族と異なる民族とは認めていない。日本政府は琉球処分や沖縄復帰は日本民族、日本領土への統合としてとらえている。「琉球民族」「自己決定権」の流れを繋げると、「沖縄・琉球の独立」に論理は帰結する。また、松島は2011年6月21日、グアム政府代表として、国連脱植民地化特別委員会で、沖縄を非自治地域リストに登録し、国連脱植民地化特別委員会で議論することを要望した。1960年に採択された植民地独立付与宣言に基づき、非自治地域のグアムの政治的地位の向上へ向けて報告した。世界では現在16の非自治地（植民地）があり、グアムは植民地のリストに入っているが、沖縄は入っていない。

松島は賛同者と一緒に2013年5月15日「琉球民族独立総合研究学会」を立ち上げた。学会設立の趣意書によると「琉球民族は本来、独自のネイション（nation, peoples, 民族、人民）であり、国際法で保障された「人民の自己決定権」を行使できる法的主体である。琉球の地位や将来を決めることができるのは琉球民族のみである。琉球民族は独自の土地権、資源権、環境権、発展権、民族自決権、内政権、外交権、教育権、言語権等の集団的人権を有する民族である」と、学会設立趣意書で記した^(注15)。また、パンフレットによると、学会の特徴は「①琉球の島々に民族的ルーツを持つ琉球民族による琉球民族のための学会②琉球の独立が可能か否かを逡巡するのではなく、琉球の独立を前提とし、琉球の独立に関する研究、討論、そして実践を行う学会③全ての軍事基地の撤去を目指す学会」と記す。国連の人種差別委員会は、琉球の人々を先住民族であるとし、琉球人の権利を保障するようヤマト政府に勧告した。

そして、琉球人と日本人の違いについては、パンフレットは数々の歴史的事例をあげている。パンフレットは、まず1609年の薩摩による琉球国侵略、1879年のヤマトによる琉球国武力併合（いわゆる「琉球処分」）、1879年に「沖縄県が強制的に置かれた」、1945年の「沖縄戦」

で、琉球は「本土防衛のための捨て石」にされ、1952年の「日本の主権主家回復」の際には、切り捨てられ、米軍政府統治下に投げ捨てられて、1972年のいわゆる「復帰」に際しては、「建白書」は完全に無視され、日米の密約（核兵器再持ち込みと米軍基地無期限自由使用容認）により騙された」と、史実と現在進行中の差別的事例をあげて、琉球人は日本人でないと切り切っている。

さらに、学会員を琉球民族（琉球人）に限定していることについて、琉球の地位や将来を決めることができるのは琉球民族のみと限定する。その根拠条文として、国際人権規約共通第1条「人民の自決の権利」、市民的及び政治的権利に関する国際規約18条「思想、良心および宗教の自由」、第19条「表現の自由」、第27条「少数民族の権利」を根拠とする^(注16)。ちなみに国際人権規約第27条は「少数民族の権利」は「…当該少数民族に属するものは固有の自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない」と定められている^(注17)。

国際人権規約の「人民の自決の権利」は、「すべての人民が自決権を持ち、政治的地位を自ら決定することができる」とする。いわゆる「自己決定権」で、今まで琉球住民にこれを履行する機会を与えられなかった。独立学会の活動は、主にこの国際人権規約の内容をよりどころとしている。

(3) AIPRの活動

AIPR（琉球孤の先住民族会）は、沖縄に於ける先住民族運動の先駆者である。1996年と1997年に沖縄県出身者が個人で国連・先住民作業部会（WGIP）に参加したのが、設立のきっかけとなった。AIPRは、その規約の中で、同団体の参加資格を「1879年以前に琉球に住んでいた人々の子孫で、琉球人のアイデンティティを持ち、その目的に賛同し、その活動に賛同し、その活動を6か月以上に亘って積極的に活動した者」である。入会の基準は厳しい。

石垣論文はAIPRのこれまでの活動を次のように分類し評価する。第1の役割は、国連や国連人権法関連の諸会議・シンポジウムなどに参加して、沖縄のことを知らせた。WGIPや「先住民族問題に関する常設フォーラム」（PFII）、国連人権理事会（HRC）下の「先住民族の権利に関する専門機構」（EMRIP）「人権差別撤廃委員会」（CERD）などに派遣した。第2の役割は、個々の国際人権法が締結国で尊重されているかをチェックする条約監視機関の活用である。AIPRはSGI（創価学会International）などの団体と協力して、国際人権規約・B規約委員会（ICCPR）やCERDなどに、琉球・沖縄問題に対する報告書や要望書を提出してきた。2005年来日した翌年、来沖した国連人権委員会（CHR）の特別報告者ドゥ・ディエンは沖縄の実情に関する報告書を国連総会に提出した。その報告書は、「日本政府による沖縄の征服・併合」「差別的な政策」、「米軍基地の過剰な集中」「沖縄の人々のアイデンティティに対する文化的、歴史的差別」などの内容が盛り込まれた。2008年にはICCPRが、日本政府は「アイヌ民族・沖縄人」を同規約第27条に係る「先住民族」と認め、かれらの「文化的遺産や伝統的な生活を保護・促進」し、かれらの「土地に関する権利」を認め、「琉球・

沖縄の文化や歴史」を通常のカリキュラムで子供たちに教えるべきだ、との勧告を出している。

2014年9月22日、沖縄地区選出の参議院の糸数慶子議員は先住民族世界会議の分科会に琉装で参加、「①UNDRIP18条で定められた意思決定に参加する権利を沖縄にも与える②日本全土の面積の0.6%にすぎない琉球・沖縄に、在日米軍専用施設の74%が集中している現状は明らかな差別③琉球民族の多くが反対する基地建設強行は、意思決定に参加する先住民族の権利の明白な違反であり、国連宣言30条の違反であり、軍事活動の禁止にも反している―などと訴えた^(注18)。

結論

1945年から2014年までの沖縄と国連の関係を歴史的に見てきた。サンフランシスコ講和条約締結以前は、米国を施政権者とする国連の信託統治領下に帰属を求める声は小さいながらあった。一方、米国には沖縄を信託統治領戦略区に指定する案と日本へ返す案があった。沖縄側は、信託統治の目的を十分理解していたとはいえず、「アメリカ統治下で経済的な豊かさを得て、自立（独立）するという考えが見え隠れする。

1951年にサンフランシスコ講和条約が締結された後は、日本が沖縄の潜在主権を持つということ担保に、沖縄は日本本土から切り離され、第三条によって米国が国連に「信託統治領案」を提案するまで、単独で統治することがきめられた。米国は1945年から1972年まで沖縄の米軍基地を自由に使える最高の条件を得た。

米軍政府下で、立法院は国連の「植民地独立付与宣言」を根拠に、沖縄がまだ「植民地状態にある」として、国連加盟国に送付した。さらに、「沖縄にはサンフランシスコ講和条約の精神が活かされていない」として、「沖縄の日本復帰に関する要請決議」をサンフランシスコ条約締結国に送った。これらの運動は沖縄のことを世界に訴えた事例である。結局、1972年の復帰で、「沖縄の植民地状態」は解決したようになっていた。

けれども、1990年中ごろから、少数ながら沖縄の植民地状態は今でも続いていると認識する人々、グループが出てきた。そこには、沖縄が日本へ復帰した後も、沖縄の基地問題、人権問題の抜本的な解決されない事実が背景にあった。また、冷戦が終わり、米ソの超大国をトップとする世界秩序が崩れ、世界では先住民族の権利を主張する運動が世界各地で生まれた。先住民族は、国内での人権蹂躪の訴えばかりでなく、独立を模索する事例も生まれた。また、スコットランドのイギリスからの独立運動など、世界では少数民族、先住民族の運動が各地で展開している。

松島泰勝教授、琉球民族独立総合研究学会、AIPRは、「琉球人は先住民族」「自己決定権の未使用」「植民地状態からの脱皮」を柱に、「国連の人権委員会」などで報告するなど、独立を視野に入れて運動を展開している。琉球民族独立総合研究学会は学会員を「琉球人」に限ると限定しているが、グローバル時代、ナショナリズムが消えつつある時期に、民族を全

面に出して「脱植民地主義」を主張していいかの課題はまだ残っている。1972年の復帰前は、国連の信託統治領案に依存する形で、または日本への復帰する目的で国連を活用してきたが、現在沖縄で起こっている日本本土から分離しようとする政治、社会運動の潮流は「人権」「琉球民族の権利」「自己決定権」を獲得し、独立をめざすことを目標にむしろ国連を後楯にしようとしていると言える。

はじめにの章で、明石の表現を借りて、「国連は世界の世論」であるとする視点をとった。その結果、沖縄にとって、国連は現在、政治、社会運動を展開する際の「権利」の根拠となっている。国連は国家で構成されているにもかかわらず、世界人権宣言は人民に自己決定権を与えているので、国連と沖縄の関係に注目すべき新しい側面が現れてきたことは大きな研究課題となる。さる2014年9月の沖縄県知事選挙では「琉球人のアイデンティティ」を掲げた候補者が当選した。また、スコットランドがイギリスから独立しようとする動きなど、世界では民族を基盤とする独立、自立の動きもでてきている。これらも国連の役割を活用した運動の新しい側面である。

注

- (1) 明石康『国際連合 奇跡と展望』岩波書店、2006年、92-94頁
- (2) 川上洋一『国連を問う』日本放送協会、1993年、172-174頁
- (3) 我部政明『日米関係の中の沖縄』三一書房、1996年、50-53頁
- (4) 我部政明、前掲書、52頁
- (5) 比嘉幹郎『沖縄の政治と政党』中央公論社、1974年、98-100頁
- (6) 比嘉康文『「琉球独立の系譜」琉球国を夢見た6人』琉球新報社、2000年、168-191頁。「信託統治領案」を提示した大宜味は沖縄の行く末を、米国援助の後、沖縄の独立を夢見ていた。それは、日本への帰国でもない。そのせいで、大宜味グループは、独立派に組み込まれている。「沖縄は植民地状態」にあると松島は指摘し、沖縄の独立を掲げている。そうすると、「国連活用は独立」に結びつくのは必然的なことであるか、という課題が出てくる。また、米国参謀本部は「信託統治戦略地域」の後、「日本への復帰と独立」のうち、どの案を選択しようとしていたのか、は今後の研究テーマである。
- (7) 琉球政府立法院事務局編『立法院決議集』、立法院事務局、発効日不詳、91頁
- (8) 沖縄県議会史編さん委員会『沖縄県議会史、第3巻通史編3』沖縄県議会、2014年、105-108頁。
- (9) 前掲『立法院決議集』108頁
- (10) 前掲『沖縄県議会史、第3巻通史編3』、163頁
- (11) 沖縄タイムス、1996年5月2日（朝刊）
- (12) 沖縄タイムス、2000年9月7日（朝刊）
- (13) 松島泰勝『琉球独立への道』法律文化社、2012年、128頁
- (14) 琉球独立総合研究会設立趣意書

- (15) 琉球独立総合研究学会パンフレット
- (16) 小田滋、石本泰雄編、『解説条約集 第9巻』三省堂、2001年
- (17) 石垣直「先住民族運動を琉球・沖縄―歴史的経緯と様々な取り組み―」沖縄国際大学公開講座委員会編『世変わり後で復帰40年を考える』沖縄国際大学公開講座委員会、1013年、275-309頁 この章は国連と琉球民族の関係を詳細に説明している。
- (18) 沖縄タイムス、2014年9月23日（朝刊）
(大阪大学大学院「国際公共政策研究科」特任教授)